東北ブロック災害廃棄物処理支援チーム運営マニュアル

令和４年２月

災害廃棄物対策東北ブロック協議会

目　次

１．概要 …… 1

２．平時からの体制作りについて …… 2

３．支援チームの設置について …… 3

４．支援チームの活動について …… 6

５．活動の検証と情報共有 …… 8

添付資料

様式１　連絡窓口情報シート

様式２　支援検討依頼書式

１．概要

（１）東北ブロック災害廃棄物処理支援チーム運営マニュアルについて

東北ブロック災害廃棄物処理支援チーム運営マニュアル（以下「本マニュアル」という。）は、災害廃棄物対策東北ブロック行動計画（以下「行動計画」という。）に規定する災害が、東北ブロック内で発生した時の災害廃棄物処理対応の連携体制について手順等を整理したものである。

（２）東北ブロック災害廃棄物処理支援チームの設置について

大きな被害をもたらす災害は毎年のように発生しており、東北ブロック（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県をいう。以下同じ。）においても、令和元年東日本台風により福島県、宮城県、岩手県内の自治体を中心に被害をもたらした。この災害の教訓から「東北ブロック内の災害廃棄物処理にかかる事務等の業務を経験した県及び市町村の職員による支援の必要性」、「東北ブロック内における平時からの連絡体制の構築」が被災県及び被災市町村の支援に有効であると考えられ。東北ブロックにおける連携体制の形として「東北ブロック災害廃棄物処理支援チーム（以下「支援チーム」という。)」による相互協力体制をとることとし、相互扶助の精神のもと、災害廃棄物対策東北ブロック協議会（以下「協議会」という。）を中心とし、自主的な支援体制の構築を目指す。

（３）東北ブロック災害廃棄物処理支援チームの基本的な活動方針について

支援チームの基本的な活動の方針は、以下の通りである。

○被災自治体の災害廃棄物担当部局が、民間事業者への業務委託の実施や各種人的支援等を受けながらも、災害廃棄物処理に係る事務を進められるように支援を行う。

○東北地方環境事務所の助言を受けながら、業務進捗と状況変化等を同一自治体に派遣される支援チーム内で引継ぎ、被災自治体と十分な意思疎通を図りながら一貫した支援を行う。

２．平時からの体制作りについて

（１）連絡窓口情報の共有

発災時の被災状況確認、支援チーム設置に係る職員派遣検討依頼及び支援チーム派遣調整のため、災害時連絡窓口情報について、平常時からの共有を行う。

（２）情報の共有に関する手順

①協議会構成自治体の災害時連絡窓口情報について平常時から共有する。

②協議会構成員は、本マニュアルに記載の様式１を記入し、東北地方環境事務所に年１回（４月を目安）報告を行う。報告は、情報に更新内容がない場合にも毎年行うこととする。また、年次途中の異動等により情報に変更のある場合は、その都度、報告を行う。

③東北地方環境事務所は、報告を受けた情報等を取りまとめ、発災時に、必要に応じて協議会構成自治体に情報提供を行うとともに、その共有を図る。

④県は、協議会構成員でない市町村を含む県内の市町村について、表１に準じた情報を収集するなど、災害時に備える。

⑤県が収集した協議会構成員でない市町村の災害時連絡窓口情報は、県が管理し、発災時に、必要に応じて東北地方環境事務所に情報を提供し、その共有を図る。

表１　災害時における連絡窓口情報の項目

様式記入主体	共有する情報の内容	備考
県 市町村	住所	
	アクセス方法	
	担当課	
	担当者名	※優先順位をつけて３名程度共有
	電話（課代表）	※優先順位をつけて３つ程度共有
	ＦＡＸ	同上
	メールアドレス	同上
	防災無線	任意
	衛星電話	任意
	緊急時連絡先（携帯番号等）	任意であるが緊急時用のため、可能な限り登録する（公用、私用は問わない）

（３）協議会及び東北ブロック災害廃棄物処理支援チームの周知

支援チームの活動を円滑に行うことを目的とし、協議会及び支援チームの活動について東北ブロック内の自治体において周知を図る。

①東北地方環境事務所及び県は、平常時の研修会等の機会に、ブロック内又は県内の自治体が被災した場合に、支援チームによる支援の可能性があること、また、支援チーム参加の要請の可能性があることを周知する。

②県は、自県内の協議会構成員でない自治体に対し、協議会の活動について情報提供を行う。

（４）共有する情報の規定

共有する情報の項目（様式１）は、必要に応じて内容の更新は可能とする。
但し、東北ブロック内全体で共通フォーマットを使用することを前提としていることから、更新には協議会の同意を必要とする。

３．支援チームの設置について

（１）支援チーム設置の条件

東北地方環境事務所は、収集する支援チーム設置に関する情報や判断要件の適否を総合的に判断して、県及び市町村と協議の上、支援チームを設置するものとする。

①支援チーム設置に関する情報の収集について

図１に記載のある情報を収集して、支援チーム設置の必要性を検討する。情報収集の手段は、東北地方環境事務所職員の現地確認による収集を基本とするが、現地状況によっては、安全に配慮し、政府の先遣隊から受ける現地情報のみの場合もある。
また、収集した情報は、平常時に共有している連絡窓口に、必要に応じて県経由で情報共有する。

収集・共有する情報例

○想定される廃棄物発生量（概算）
○仮置場の設置状況、運営状況
○ごみステーションと回収の状況
○廃棄物処理施設及びし尿処理施設の被災状況と復旧見通し
○避難所（開設情報、感染症対策、避難所ごみの状況）
○被災県及び被災市町村の災害廃棄物処理体制（人数、意思決定者等）
○現地までの交通情報　等

図１　収集及び共有する情報例

②支援チーム設置の判断要件

支援チーム設置のための判断要件としては、図２の要件が明らかに想定される場合又は現に生じている場合とする。

支援チーム設置の判断要件

○被災県又は被災市町村からの要請のあった場合
（被災市町村から要請があった場合は、所管する県と情報を共有する。）
○単独の県内において複数自治体での被害が発生した場合
○災害廃棄物の発生量見込みが、当該自治体の平常時の年間処理量の数倍以上になる場合
○災害廃棄物の発生量見込みが、数万トン程度以上となる規模の災害であった場合
○被災自治体の災害廃棄物対応の組織体制が脆弱である場合

図２　支援チーム設置の判断要件

（２）派遣される職員

支援チームは、東北地方環境事務所の担当職員及び協議会構成員を含む東北ブロック内の自治体から派遣された職員等によって構成される。また、自治体から派遣される職員は図３に記載のあるいずれかの条件に当てはまる職員を派遣することが望ましい。なお、現地での活動を考えると図３の条件とは別に、自動車の運転に慣れている職員が望ましい。

望ましい職員の条件

○廃棄物関連部局での実務経験が長い職員
○過去に災害廃棄物処理対応を経験したことのある職員
（被災経験もしくは支援経験がある）
○災害廃棄物処理に係る研修等の受講により災害廃棄物に関する一定の知見を有する職員（当該自治体における中長期的な災害廃棄物対策を担う職員又は依頼を受けた時点で災害廃棄物に関連する実務を担当している職員）

図３　支援チームに派遣される望ましい職員の条件

（３）支援チーム設置の手順

①東北ブロック内で支援が必要な災害が発生した場合、東北地方環境事務所は、被災県及び被災市町村からの被害情報や応援要請もしくは環境省や D.Waste-Net から構成される先遣隊が収集する情報を含む上述した設置の判断要件に基づき、県及び市町村と協議の上、概ね発災後１週間程度を目途に、協議会構成員に支援チームの設置を周知する。

②東北地方環境事務所は、収集した情報に基づき、被災地で必要とされる人材を整理・調整した上で、被害の小さかった被災地近隣の県及び市町村を中心に、支援チームへの職員派遣を依頼する。

③職員派遣の検討の依頼を受けた県及び市町村は、支援チーム以外の支援の実施を鑑み、支援チームへの職員派遣の可否、派遣職員の選定を検討する。

④東北地方環境事務所は、県及び市町村からの回答を受け、支援チームを設置する。

以上の①～④の手順について、支援チーム設置フローとして下記の図４に示す。

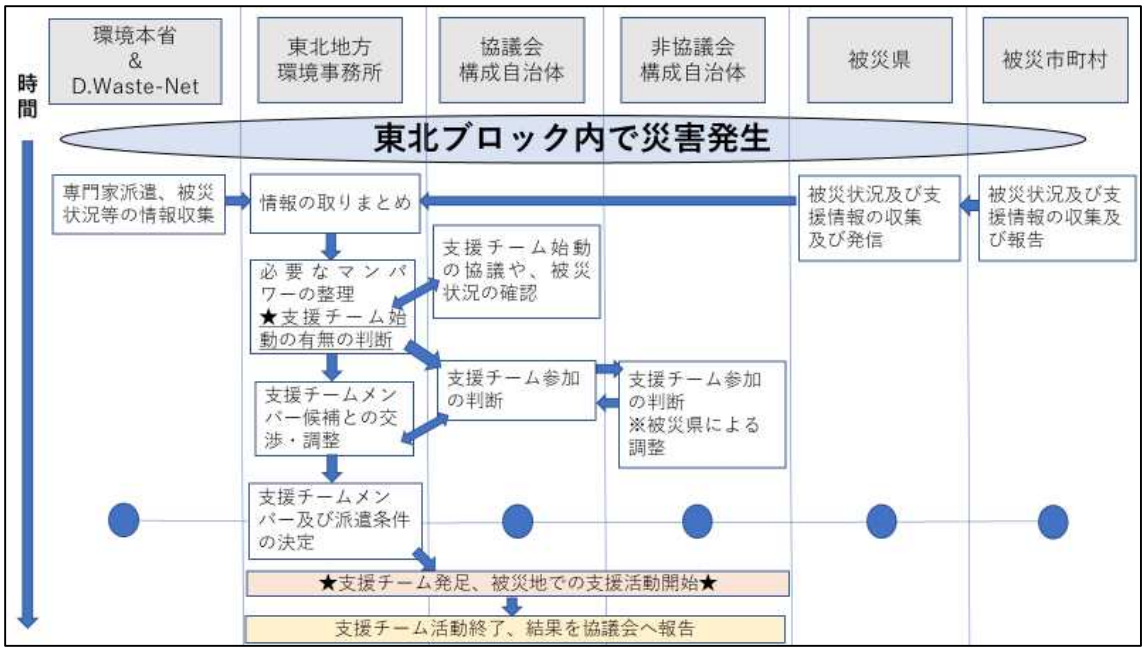

図４　支援チーム設置フロー

（４）支援チームへの職員派遣の検討依頼

支援チームへの職員派遣の検討依頼は、協議会により策定した行動計画に基づき、協議会事務局（東北地方環境事務所長）が実施する。

ただし、東北地方環境事務所は、正式な職員派遣の検討を依頼する前に、派遣の意思の有無について協議会を構成する県及び市町村に確認する。協議会構成自治体以外への事前調整は、県を介して行うものとする。

支援チームへの職員派遣の検討依頼は、対象とする災害及び被害状況を鑑み、様式２を参考として使用する。

（５）支援チームの組織体制

①設置当初の支援チームのリーダーは、事務局を兼ねて、基本的には東北地方環境事務所（被害の規模によっては他の地方環境事務所又は環境省本省）が担当する。

※支援チームの業務体制が整い、支援対応が順調に進行するフェーズになる等の状況に応じて、派遣者に支援チームのリーダーをお願いすることもある。

②支援チームのリーダーは、被災県及び被災市町村のニーズを把握し、支援チームの活動の調整を行う。

４．支援チームの活動について

（１）想定される活動内容

支援チームが行う応急対応期間に現地で想定される業務を下記の表１に示す。このような業務の推進とマネジメント等について、被災自治体のニーズに応じて、支援内容の検討及び活動を行う。

表１　想定される業務の種類（参考）

業務の種類	具体的な業務項目
仮置場･不法投棄現場の状況確認及び支援	①仮置場に赴き、搬入物の量、種類、分別状況等を確認して報告する。 ②仮置場の管理者や被災自治体の担当者と協議し、問題点を抽出・整理する。 ③仮置場の周辺住民へのヒアリングを行い、問題点を抽出・整理する。 ④仮置場の運営や管理について、助言を行う。(技術的事項はD.Waste-Net が中心)
仮置場の管理及び支援	①仮置場現地に常駐し、搬入される廃棄物の確認、誘導に関する助言等の支援を行う。 ②仮置場現地に常駐し、交通整理に関する助言等の支援を行う。
収集運搬支援	①全都清等からの支援内容を取り纏め、派遣期間、人数、車両の種類・台数、宿泊先の確保、支払い費用やナビの有無を調整する。 ②被災自治体と協議し、支援部隊の割り当て案を作成する。 ③回収品目、回収地点（マップ化）の情報をまとめ、支援部隊に提供する。 ④収集支援部隊に同行し、収集業務に関する助言等の支援を行う。
窓口対応支援	廃棄物に対する問い合わせ（窓口＆電話）に対応する。
小規模被災自治体における受援体制構築の支援	①現状を把握したうえで小規模被災自治体の担当者と協議し、優先して実施すべき事項を整理する。 ②被災県や環境省と協議・連携し、小規模被災自治体での廃棄物処理業務をサポートする。

被災県で処理できない廃棄物の受け入れ調整支援	①被災県で処理できない廃棄物の量と質（種類、分別状況等）を整理して取りまとめる。 ②東北ブロック管内の受け入れ先の候補・条件を整理して取りまとめる。 ③広域処理を行う廃棄物と受け入れ先とのマッチング・調整を行う。
共通業務	①被災自治体や環境省等の関係会議に出席する。 ②日報を作成する。 ③その他事務対応に係る業務を実施する。

（２）派遣される職員の勤務条件

①派遣期間は、５営業日程度の活動を想定している。

②被災自治体に対して一貫した支援を行うため、派遣期間中の初日は前任派遣チームからの引き継ぎ、最終日は後任派遣チームへの引き継ぎに充てる。

③自ら措置する移動手段（公用車、レンタカー等）を使って被災地に入ることができ、かつ現地における移動ができることが必須となる。ただし、派遣期間中に条件を満たす同行者がいる場合はその限りでない。

④派遣元の自治体においては、外勤又は出張扱いとされることが望ましい。

（３）支援チームへの派遣にかかる経費等の取り扱い

①派遣者の事故などに関する補償対応は、原則、派遣する県及び市町村が行う。

②支援に赴く際及び現地での移動手段（公用車、レンタカー等）、宿泊、食事の手配に係る経費は、派遣する県及び市町村が措置する。

③支援の各自治体は、被災地応援経費に対し特別交付税措置について検討する。

（４）支援の実施

①支援の開始

●支援を開始する当日は、東北地方環境事務所及び被災自治体と調整した集合場所（現地対策本部等）に集合する。

●支援を実施するにあたって必要な準備・機材等については、原則、支援者において準備をする。

●パソコン（ルーター等ネット環境の準備も含む） ※事務支援を行う場合は必須となる。持ち出しのできない自治体が多いため、派遣検討要請時に東北地方環境事務所に相談をすること。
●スマートフォン・携帯電話　　※派遣中の連絡用として必須となる。
●保護具（ヘルメット、安全靴（長靴）、手袋、マスク（DS-2 相当）等）
※作業支援を行う可能性がある場合に必要になる。

●宿泊及び食事の準備は、派遣元による手配を基本とする。ただし、東北地方環境事務所は、宿泊及び食事の手配状況に関する現地情報をあらかじめ提示する。ただし、緊急的に庁舎内の会議室等を仮設宿泊場所として使用する必要が生じた場合は、東北地方環境事務所が被災自治体等と調整を行う。

②支援中の業務

●支援チームで活動を行う者は、活動の記録を残すために日報を作成する。

●支援期間中の活動時間については、被災自治体の状況に応じることになるため、支援チームとしては特に定めないが、安全、体調管理に留意して、各自及び所属機関の判断により活動時間や休憩をとる必要がある。

③支援の終了

●支援チームの活動は、被災県及び被災市町村における災害廃棄物処理対応の組織及び処理体制が整うまでを目途とする。具体的には、以下の段階が想定される。

・災害廃棄物処理実行計画が策定された時点
・災害廃棄物処理のスキームが順調に流れ出した時点
・処理等を請け負う民間事業者との契約が完了した時点等

５．活動の検証と情報共有

支援チーム活動の検証と関係者（東北ブロック協議会構成員、東北ブロック内自治体等）への報告は、災害対応経験の共有、知見の蓄積として東北ブロック内の災害対応力向上に必要であることから、検証と報告についても支援チームの活動と位置付ける。支援チームの活動終了後に、東北地方環境事務所を中心に、検証と報告を行うものとする。

①活動データの整理

・支援チーム活動実績の整理（時系列ごと）

・活動内容に関する良かった点、改善点の支援メンバーからの意見集約

②支援内容の検証

・被災自治体との意見交換

③活動状況及び検証内容の報告

・東北ブロック協議会又はセミナー等による情報共有の場の設置

（様式１）■連絡窓口情報シート

協議会構成自治体の災害時連絡窓口情報シート
自治体名
住所
アクセス方法：緊急輸送道路からのアクセス方法等
担当課名
電話番号 ※半角
第一候補 〇職級 〇担当者名　　（課） 第二候補 〇職級 〇担当者名　　（課） 第三候補 〇職級 〇担当者名　　（課）
上記以外の緊急時連絡先（携帯番号等）
防災無線 ※任意 ☐ 使用可能 ☐ 使用不可能 周波数 ※半角
衛星電話 ※任意 ☐ 使用可能 ☐ 使用不可能 電話番号 ※半角

（様式２）

事務連絡
令和〇〇年〇月〇日

〇〇市長　殿

災害時廃棄物対策東北ブロック協議会事務局
（東北地方環境事務所　所長）

〇〇災害における東北ブロック協議会支援チーム設置に係る職員派遣の
検討の依頼について（依頼）

環境行政の推進につきましては、日頃より多大なる御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、先日発生した〇〇災害により多大なる被害を受けた〇〇市の災害廃棄物処理対応に関して、災害時廃棄物対策東北ブロック協議会として、災害発生時における災害廃棄物対策東北ブロック行動計画に基づき、支援チームによる支援を実施することとなりました。

つきましては、被災自治体を支援することを目的として、貴市職員の支援チームへの派遣について御検討いただき、〇月〇日までに下記連絡先に回答いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、誠に勝手ながら、派遣条件につきましては、東北ブロック災害廃棄物処理支援チーム運営マニュアルにてあらかじめ定められた条件になりますことをご了承いただけるようよろしくお願いいたします。

（県宛の場合）また、協議会構成員以外の市町村への依頼については、貴県より調整いただけるようよろしくお願いいたします。

記

１.派遣期間：

２.派遣先自治体：

３.派遣人数：

４.派遣要件：別紙参照

５.回答期限及び連絡先：

（様式２）（別紙）

災害時廃棄物対策東北ブロック協議会　支援チーム派遣要件

１．派遣予定者の選定要件

過去に災害廃棄物処理対応を経験したことのある職員（環境本省の策定した「災害廃棄物処理支援員制度」に登録した職員を含む)、又は、研修の受講等により災害廃棄物に関する一定の知見を有する職員を選定し、派遣を行う。

２．派遣形態

環境省から旅費支給等ができないため、外勤又は出張扱いによる派遣とできること。

３．経費等

派遣者の事故などに関する補償対応は、原則、派遣する県及び市町村が行う。

支援に赴く際及び現地での移動手段（公用車、レンタカー等)、宿泊、食事の手配に係る経費は、派遣する県及び市町村が措置する。

４．派遣期間

全体期間は依頼書にある通りだが、５日程度の連続勤務を交代で行うこととなる。

※ただし、被災状況によっては、派遣は３～４回のローテーションでの実施もあり得るため、同一派遣者による対応が望ましい。

５．業務内容

現地状況により、都度、検討を行うことを基本とするが、想定される業務については、本マニュアルの「表１　想定される業務の種類（参考)」を参照とする。

６．派遣者に対する安全確保について

安全確保の方針として、派遣者は、東北地方環境事務所の統括管理のもと業務を行うことになるが、現地では独立して業務を行うため、各人が所属機関と相談しつつ十分に配慮する必要がある。

※ただし、派遣者の事故等に関する補償対応は、派遣する県及び市町村が行う。

７．派遣予定者の連絡先の共有

現地における作業をスムーズにするため、現場で連絡の取れる携帯番号等を支援チーム内で共有する。支援予定者が決定次第、東北地方環境事務所に連絡を行う。

以上